

## 審議会改組後の港湾計画に関する説明・意見聴取について

標記について、両省は協力しあって下記の方法で行うこととする。

1. 地方港湾審議会終了後、国土交通大臣に提出された重要港湾の港湾計画の案件について、国土交通省は、港湾分科会開催のおおむね40日前に、審議案件を一括して環境省に説明する。
2. 港湾計画については、港湾計画書、港湾計画図、港湾計画資料（その1）及び（その2）等、港湾分科会への提出資料をもって説明する。
3. 港湾計画の内容について環境省の任務の範囲内で環境省から質問があれば、国土交通省は回答する。ただし、環境省は、質疑応答の簡素化に努める。
4. 質疑応答は港湾分科会のおおむね10日前を目処に終了する。
5. 環境省は、意見がある場合には、国土交通省と調整した上で、港湾分科会のおおむね5日前を目処に国土交通省に意見を提出する。
6. 国土交通省は、港湾計画に係る環境省意見を港湾管理者に伝達する。
7. 環境省が港湾計画に係る意見を報道発表する際は、その日時と方法につき連絡し、事前に国土交通省に発表資料を送付する。

平成13年6月14日

国土交通省港湾局計画課  
港湾計画審査官 堀川 洋

環境省総合環境政策局環境影響評価課  
環境影響審査室長 森谷 賢